

(広報資料)



令和5年8月28日
京都市子ども若者はぐくみ局
〔担当 子ども若者未来部子ども家庭支援課〕
TEL 075-746-7625

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーとは、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされており、当事者が声を上げやすく、周囲からも早期発見・把握ができる環境づくりと複合的課題に対応する支援体制づくりが求められています。

そこで京都市では、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた周知啓発を実施するとともに、多分野・多機関連携により必要な支援につながる体制を構築し、支援に取り組んでいます。

この度、こうした取組を一層推進するため、下記のとおり、本市オリジナルポスターの掲出及びヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業を実施しますので、お知らせします。

記

1 本市オリジナルポスターの掲出

ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るとともに、周囲の方が、ヤングケアラーの存在や支援の必要性に気付いていただけるよう、公共交通機関の駅や車内に本市オリジナルポスターを掲出します。

【掲出先及び掲出期間】

掲出先		掲出期間
市バス 地下鉄	市バス車内	令和5年9月 1日(金)～ 9月30日(土)
	地下鉄車内	令和5年9月 1日(金)～ 9月30日(土)
	地下鉄各駅	令和5年9月 1日(金)～ 9月28日(木)
鉄道各社※	JR各駅	令和5年9月 4日(月)～10月 1日(日)
	京阪各駅	令和5年9月 4日(月)～10月 1日(日)
	阪急各駅	令和5年9月 4日(月)～10月 1日(日)
	近鉄各駅	令和5年9月 6日(水)～10月 3日(火)

※ 京都市内の全ての駅に掲出します(掲出設備がない駅は除く)。

※ 市役所内テレビモニター、イオン洛南ショッピングセンターでも、電子ポスターを掲出します(令和5年9月1日(金)～30日(土))。

【ポスターイメージ】

守りたい笑顔の向こう側も

ヤングケアラー を知っていますか？

ヤングケアラーとは、本業・大人が務めと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと

子どもが家事や世話をすることを、ごく普通のことだと受け止めてあげてください。でも、ヤングケアラーは、これら本来の役割に比べて学校や遊び仲間、仲間、友達に比べて負担が重く、一人でこなさなければならない場面も少なくありません。子どもとしての権利や楽しみを奪われていくことがあります。

まわりの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べることで、子ども達の未来を、みんなであつくりたいと思います。

相談センター 各都道府県
 東京都：075-662-2840
 大阪府：0120-189-783
 兵庫県：079-251-7824

守りたい笑顔の向こう側も

ヤングケアラー を知っていますか？

ヤングケアラーとは、本業・大人が務めと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと

子どもが家事や世話をすることを、ごく普通のことだと受け止めてあげてください。でも、ヤングケアラーは、これら本来の役割に比べて学校や遊び仲間、仲間、友達に比べて負担が重く、一人でこなさなければならない場面も少なくありません。子どもとしての権利や楽しみを奪われていくことがあります。

まわりの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べることで、子ども達の未来を、みんなであつくりたいと思います。

●ヤングケアラーとは、誰か一人の子供ではありません

相談センター 各都道府県
 東京都：075-662-2840
 大阪府：0120-189-783
 兵庫県：079-251-7824

2 ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業について

制度の狭間にあるヤングケアラー本人の負担軽減や家事・育児の支援を通じた対象世帯の課題やニーズの把握を目的に、訪問支援員を家庭に派遣して、生活支援及び子育て支援を行う「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業」を、令和5年9月から令和7年3月まで実施します。

(1) 対象地域

中京区、右京区

(2) 支援の種類、内容

生活援助及び子育て支援

- ・ 食事の準備及び後片付け
- ・ 住居の軽易な掃除及び片付け
- ・ 衣類の洗濯及び補修
- ・ 生活必需品の買物
- ・ 医療機関等との連絡
- ・ その他必要な用務
- ・ 保育サービス及びこれに付随する支援（保育施設等への送迎を含む。）

(3) 利用方法

- ・ 中京区、右京区に居住する世帯について、お住まいの地域の子どもはぐくみ室で利用申請の受付を行います。

- ・ 申請に基づき、本市が支援の必要性を認めたヤングケアラーのいる世帯を対象として、訪問支援員を派遣します。

(4) 実施時間

原則として、午前8時から午後6時までの間とし、1時間を実施単位として、1回につき2時間を上限（午前7時30分から午前8時まで又は午後6時から午後7時までの時間帯で適切な派遣体制が確保される場合に限り、当該時間帯でも派遣可）

(5) 派遣時間（上限）

年間120時間、かつ、1か月40時間を限度

(6) 利用料（1時間当たり）

世帯区分	生活援助	子育て支援
生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割非課税世帯	0円	0円
住民税所得割課税額77,101円未満世帯	150円	70円
その他世帯	300円	150円

※ ただし、同一年度において60時間まで無料

※ ヤングケアラーへの支援の詳細については、京都市のホームページ「京都市情報館」も御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000302797.html>



京都市 ヤングケアラー

検索 

(二次元コード)